FP	２級	生保

2022年 ９月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級 生保顧客
資産相談業務

実 施 日 ◆　　年　　月　　日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、妻Bさん（59歳）との２人暮らしである。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。Aさんは、X社の継続雇用制度を利用して65歳まで働く予定である。

Aさんは、今後の資金計画を検討するにあたり、公的年金制度から支給される老齢給付について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさん夫妻に関する資料＞

(1) Aさん（1963年６月11日生まれ・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
  20歳から大学生であった期間（34月）は国民年金に任意加入していない。
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

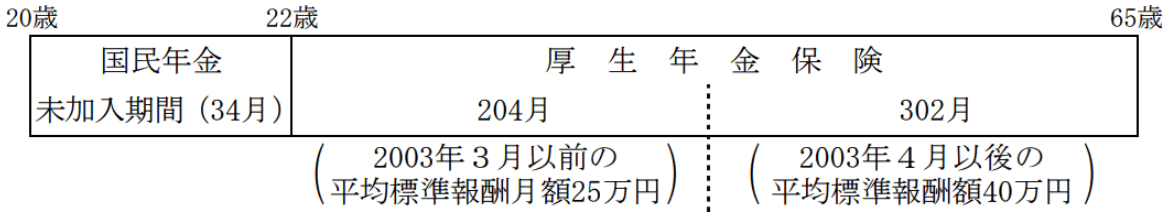

(2) 妻Bさん（1963年４月20日生まれ・専業主婦）

- 公的年金加入歴：18歳でX社に就職してからAさんと結婚するまでの10年間（120月）、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳以後に受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。《設例》の＜Aさん夫妻に関する資料＞および下記の＜資料＞に基づき、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、年金額は2022年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

① 原則として、Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額

② 原則として、Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額

＜資料＞

○老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$777,800\text{円}\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{\square}{\square}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ｉ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,621円×被保険者期間の月数

$$-777,800\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝388,900円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問２》 Mさんは、Aさんに対して、老齢基礎年金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、Aさんが希望すれば、60歳以上65歳未満の間に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。ただし、繰り上げた月数に応じて年金額は減額されます。Aさんが63歳０カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合、年金の減額率は（　①　）％となります。なお、Aさんが老齢基礎年金の繰上げ支給を請求する場合、その請求と同時に老齢厚生年金の繰上げ支給の請求を（　②　）。

また、老齢基礎年金の支給開始を繰り下げることもできます。支給開始を繰り下げた場合は、繰り下げた月数に応じて年金額が増額されます。Aさんが75歳０カ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、年金の増額率は（　③　）％となります」

〈語句群〉

イ．9.6　ロ．12　ハ．14.4　ニ．42　ホ．60　へ．84

ト．しなければなりません　チ．するかどうか選択できます

《問３》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんおよび妻Bさんには、特別支給の老齢厚生年金の支給はありません。原則として、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することになります」

② 「妻Bさんは、60歳以後、国民年金に任意加入し、国民年金の保険料を納付することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます」

③ 「Aさんが、65歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務し、かつ、65歳から老齢厚生年金を受給する場合、Aさんの老齢厚生年金の報酬比例部分の額に基づく基本月額と総報酬月額相当額との合計額が48万円（支給停止調整開始額）以下のときは調整が行われず、老齢厚生年金は全額支給されます」

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員であるAさん（31歳）は、先日、職場で生命保険会社の営業担当者から生命保険の提案を受けた。Aさんは、これまで独身である自分に生命保険は必要ないと考えていたが、提案を受けたことを機に、病気になった場合の保障の必要性を感じ、加入を検討するようになった。なお、Aさんは全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けた終身医療保険に関する資料＞

保険の種類：無配当終身医療保険

月払保険料：6,100円（全額が介護医療保険料控除の対象）

保険料払込期間：終身払込（注１）

契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん

主契約の内容	保障金額	保険期間
入院給付金	日額10,000円	終身
手術給付金	一時金　５万円または20万円	終身

特約の内容	保障金額	保険期間
入院一時金特約（注２）	一時金　10万円	終身
三大疾病一時金特約（注３）	一時金 100万円	終身
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年

(注1) 保険料払込期間は、契約時に有期払込を選択することができる。

(注2) １日以上の入院の場合に支払われる。

(注3) がん（悪性新生物）と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に一時金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問４》 Mさんは、Aさんに対して、全国健康保険協会管掌健康保険の高額療養費制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんに係る医療費の一部負担金の割合は、（　①　）割となりますが、同一月内に、医療機関等に支払った医療費の一部負担金の額が自己負担限度額を超えた場合、所定の手続により、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。この一部負担金の合計には、差額ベッド代、食事代、保険適用となっていない医療行為等は含まれません。また、過去12カ月以内に複数回高額療養費が支給されると、（　②　）回目から自己負担限度額が軽減される仕組みがあります。

なお、事前に保険者から健康保険限度額適用認定証の交付を受け、医療機関の窓口に当該認定証と健康保険被保険者証を提示すると、一医療機関の窓口で支払う同一月内の一部負担金を自己負担限度額までとすることができます。

仮に、Aさんが病気により下記の＜条件＞で入院し、事前に健康保険限度額適用認定証の交付を受け、所定の手続をした場合、Aさんは、医療機関に一部負担金のうち（　③　）円を支払えばよく、実際の一部負担金との差額（　④　）円が現物給付されることになります」

＜条件＞

- Aさんの標準報酬月額は30万円である。
- 入院は１カ所の病院で、期間は2023年10月３日～12日までの10日間である。
- 総医療費（すべて全国健康保険協会管掌健康保険の保険給付の対象となるもの）は60万円である。
- 他に医療費はない。

＜資料＞医療費の自己負担限度額（月額）

自己負担限度額
80,100円＋(総医療費－267,000円)×１％

〈語句群〉

イ．1　ロ．1.5　ハ．2　ニ．3　ホ．4　ヘ．80,100　ト．83,430
チ．96,570　リ．180,000　ヌ．516,570

《問５》 Mさんは、Aさんが提案を受けた終身医療保険の保障内容について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんが生まれて初めてがん（悪性新生物）に罹患したと医師によって診断確定され、10日間入院（手術なし）した場合、提案を受けた終身医療保険から支払われる給付金および一時金の合計額は110万円です」

② 「先進医療の治療を受けた場合、診察料や投薬料等に係る費用は公的医療保険の対象となりますが、技術料に係る費用は全額自己負担となりますので、先進医療特約の付加をお勧めします」

③ 「提案を受けた終身医療保険の保険料払込期間を有期払込にすることで、毎月の保険料負担は減少し、保険料の払込総額も少なくなります。保険料負担を軽減するために有期払込を選択することをお勧めします」

《問６》 Mさんは、Aさんに対して、生命保険の加入等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「生命保険の契約の際には、傷病歴や現在の健康状態などについて、事実をありのままに正しく告知してください。告知受領権は生命保険募集人が有していますので、当該募集人に対して口頭で告知してください」

② 「Aさんが提案を受けた終身医療保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除の控除限度額は、所得税で50,000円、住民税で25,000円です」

③ 「医療技術の進歩や社会保険制度の改正等に合わせ、今後も生命保険の商品改定が行われていくと思います。保険料が割安なうちに終身医療保険に加入し、一生の保障を確保することもよいですが、一度加入して終わりにするのではなく、ライフステージの変化等に伴い、定期的に保障内容を見直すことをお勧めします」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（45歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、現在、従業員に対する退職金の準備と事業保障資金の確保の方法について検討している。

そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談したところ、退職金の準備を目的として中小企業退職金共済制度（X社は加入要件を満たしている）および＜資料１＞の生命保険（福利厚生プラン）、事業保障資金の確保を目的として＜資料２＞の生命保険の提案を受けた。

＜資料１＞

保険の種類	：養老保険（特約付加なし）
契約者(=保険料負担者)	：X社
被保険者	：全従業員（30名）
死亡保険金受取人	：被保険者の遺族
満期保険金受取人	：X社
保険期間・保険料払込期間	：65歳満期
死亡・高度障害保険金額	：300万円（１人当たり）
年払保険料	：400万円（30名の合計）

＜資料２＞

保険の種類	：無配当定期保険（特約付加なし）
契約者(=保険料負担者)	：X社
被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：X社
保険期間・保険料払込期間	：95歳満了
死亡・高度障害保険金額	：１億円
年払保険料	：250万円
最高解約返戻率	：83％

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、将来X社がAさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。
〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を30年３カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

① 退職所得控除額
② 退職所得の金額

《問８》 Mさんは、Aさんに対して、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）および＜資料１＞の生命保険（福利厚生プラン）について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「中退共は、退職金を社外に積み立てる退職金準備の共済制度です。新しく中退共に加入する場合、加入後４カ月目から１年間、掛金月額の２分の１（従業員ごとに上限5,000円）について国の助成が受けられます」
② 「中退共に加入後、急な資金需要が生じた場合、中退共の契約者貸付制度を利用することにより、資金を調達することができます」
③ 「従業員が中途退職（生存退職）した場合、その従業員に係る福利厚生プランの解約返戻金はX社が受け取ることになりますが、中退共の退職金は、X社を経由せず、その従業員に直接支給されます」
④ 「福利厚生プランの保険料は、その２分の１相当額を福利厚生費として損金の額に算入することができます」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問９》 Mさんは、Aさんに対して、＜資料２＞の定期保険の支払保険料の経理処理について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「法人を契約者(=保険料負担者)および死亡保険金受取人とし、役員または従業員を被保険者とする保険期間が３年以上の定期保険で、最高解約返戻率が50％を超えるものの支払保険料の経理処理については、最高解約返戻率が『50％超（　①　）％以下』『（　①　）％超85％以下』『85％超』である場合の３つの区分に応じて取り扱います。

＜資料２＞の定期保険の最高解約返戻率は『（　①　）％超85％以下』であるため、保険期間開始日から保険期間の（　②　）割に相当する期間を経過する日までは、当期分支払保険料の（　③　）％相当額を前払保険料として資産に計上し、残額は損金の額に算入します。（　②　）割に相当する期間経過後は、当期分支払保険料の全額を損金の額に算入するとともに、資産に計上した金額については、保険期間の7.5割に相当する期間経過後から保険期間終了日までにおいて均等に取り崩し、損金の額に算入します」

〈語句群〉

イ．4　ロ．5　ハ．6　ニ．50　ホ．55　へ．60　ト．65　チ．70

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

個人事業主であるAさんは、開業後直ちに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している青色申告者である。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（60歳）　：個人事業主（青色申告者）
・妻Bさん（56歳）：Aさんが営む事業に専ら従事している。青色事業専従者として、2023年中に100万円の給与を受け取っている。
・母Cさん（81歳）：2023年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は60万円である。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 事業所得の金額：500万円（青色申告特別控除後）
(2) 個人年金保険に係る確定年金の年金額：100万円（必要経費は80万円）
(3) 養老保険（平準払）の満期保険金

契約年月	：1992年２月
契約者（=保険料負担者）・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
満期保険金受取人	：Aさん
満期保険金額	：440万円
正味払込保険料	：360万円

※ 妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問10》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（　①　）万円を控除することができます。（　①　）万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高（　②　）万円となります」

II.「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の（　③　）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について（　④　）を選択できることなどが挙げられます」

〈語句群〉

イ．3　ロ．5　ハ．7　ニ．10　ホ．38　ヘ．55　ト．65　チ．低価法
リ．原価法　ヌ．定額法

《問11》 Aさんの2023年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「妻Bさんは、青色事業専従者として給与の支払を受けていますので、妻Bさんの合計所得金額の多寡にかかわらず、控除対象配偶者には該当せず、Aさんは配偶者控除の適用を受けることはできません」

② 「Aさんは母Cさんに係る扶養控除の適用を受けることができます。母Cさんに係る扶養控除の額は58万円です」

③ 「契約者(=保険料負担者)および死亡保険金受取人をAさん、被保険者を妻Bさんとする定期保険（10年更新）に加入した場合、Aさんが支払う保険料は、事業所得の金額の計算上、必要経費として認められます」

《問12》 Aさんの2023年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（a）総所得金額		（　①　）円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	扶養控除	□□□円
	基礎控除	（　②　）円
（b）所得控除の額の合計額		2,000,000円
（c）課税総所得金額（（a）－（b））		□□□円
（d）算出税額（（c）に対する所得税額）		（　③　）円

＜資料＞所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	195	5%	－
195	～	330	10%	9万7,500円
330	～	695	20%	42万7,500円
695	～	900	23%	63万6,000円
900	～	1,800	33%	153万6,000円
1,800	～	4,000	40%	279万6,000円
4,000	～		45%	479万6,000円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（57歳）は、妻と子の３人で首都圏にあるM市に住んでいる。2023年７月19日に、故郷であるX市内の自宅（実家）で１人暮らしをしていた父Cさんが死亡した。父Cさんの相続に係る相続人は、Aさんおよび姉Bさん（62歳）の２人である。

父Cさんは、生前に遺言書を作成していなかった。Aさんは、姉Bさんと相談して、遺産分割を行う予定であるが、相続税の申告等、わからないことが多い。また、Aさんおよび姉Bさんは、それぞれが所有する自宅に居住しており、X市に戻る予定はない。築46年の実家の建物は老朽化が激しく、管理にも手間がかかるため、実家（敷地および建物）については、相続手続の終了後、売却したいと思っている。また、賃貸アパート（敷地および建物）については、Aさんが相続により取得し、貸付事業を承継する予定である。父Cさんの相続財産は、以下のとおりである。

＜父Cさんの主な相続財産（相続税評価額）＞

① 現預金：4,000万円

② 自宅（実家）
　敷地（350㎡）：7,000万円
　建物（1976年築）：300万円

③ 賃貸アパート（全室、賃貸中）
　敷地（300㎡）：5,400万円
　建物（６室）：2,000万円

④ 死亡保険金：1,000万円（契約者(=保険料負担者)・被保険者：父Cさん、死亡保険金受取人：Aさん）

※ 賃貸アパートの敷地は、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額である。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 父Cさんの相続における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は１億7,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		１億7,000万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	Ａさん	（　②　）万円
	姉Ｂさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円

《問14》 父Cさんの相続に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。

I. 「父Cさんが2023年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（　①　）カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」

II. 「相続税の申告書の提出期限は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（　②　）カ月以内です。申告書の提出先は、父Cさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長です」

III. 「Aさんが父Cさんの貸付事業を相続税の申告期限までに承継する等の所定の要件を満たせば、賃貸アパートの敷地は、貸付事業用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができます。Aさんが当該敷地（相続税評価額5,400万円）について本特例の適用を受けた場合に減額される金額は、（　③　）万円となります」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問15》「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例」（以下、「本特例」という）に関する次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「仮に、実家の敷地および建物をAさんと姉Bさんが共有名義で取得し、本特例の適用を受けた場合、各人がそれぞれ最高3,000万円の特別控除の適用を受けることができます」

② 「Aさんが老朽化した実家の建物を取り壊して更地で譲渡した場合、本特例の適用を受けることができません。本特例の適用を受けることを検討しているのであれば、建物は現況の空き家のままにしておいてください」

③ 「本特例の適用を受けるためには、相続税の申告期限までに譲渡を行う必要があります」

④ 「本特例と『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（相続税の取得費加算の特例）』は、重複して適用を受けることができますので、適用を受けるための要件を確認し、適用漏れがないようにしてください」

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① 722,706(円)　② 1,080,854(円)
問2	① イ　② ト　③ ヘ
問3	① ×　② ×　③ ○
第2問	
問4	① ニ　② ホ　③ ト　④ チ
問5	① ×　② ○　③ ×
問6	① ×　② ×　③ ○
第3問	
問7	① 1,570(万円)　② 1,715(万円)
問8	① ○　② ×　③ ○　④ ○
問9	① チ　② イ　③ ヘ
第4問	
問10	① ト　② ニ　③ イ　④ チ
問11	① ○　② ○　③ ×
問12	① 5,350,000(円)　② 480,000(円)　③ 242,500(円)
第5問	
問13	① 4,200(万円)　② 1,220(万円)　③ 2,440(万円)
問14	① 4(カ月)　② 10(カ月)　③ 1,800(万円)
問15	① ○　② ×　③ ×　④ ×